

令和３年度 第３回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和３年８月６日（金）午前１０時開会～午後０時１０分閉会

場 所：氷上住民センター 大会議室

出席者委員：森秀樹会長、足立儀明職務代理者、高畑豊代子委員、上村行男委員、藪猛委員、瀬尾
せつ子委員、細田哲子委員、増南文子委員、村上幸子委員

欠席者委員：金川方子委員、山本育男委員、亀井剛委員

事 務 局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼人権推進係長、隣保
館係長、人権啓発センター職員

傍 聴 人：なし

報 告 事 項：（１）第３次丹波市人権施策基本方針「第３章」の記載内容（案）について

（２）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

① 同和問題（部落差別）

協 議 事 項：（１）第３次丹波市人権施策基本方針「第４章」の記載内容（案）について

① 女性の人権

② 子ども・若者の人権

③ 高齢者の人権

④ 障がいのある人の人権

⑤ 外国人の人権

（２）第３次丹波市人権施策基本方針各人権課題の現状と課題、施策の方向性について

① インターネットによる人権侵害

② 性的マイノリティの人権

資 料：【資料１】前回審議会での意見・指摘事項への対応表

【資料２】第３章の記載内容（案）

【資料３】第４章の記載内容（案）「１．同和問題（部落差別）」

【資料４－１】第４章の記載内容（案）「２．女性の人権」

【資料４－２】第４章の記載内容（案）「３．子ども・若者の人権」

【資料４－３】第４章の記載内容（案）「４．高齢者の人権」

【資料４－４】第４章の記載内容（案）「５．障がいのある人の人権」

【資料４－５】第４章の記載内容（案）「６．外国人の人権」

【資料５－１】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「７．インターネットによる人
権侵害」

【資料５－２】各人権課題の現状と課題、施策の方向性「８．性的マイノリティの人
権」

１ 開会

・開会あいさつ

・委員 12 名中 9 名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議
会設置条例第 5 条第 2 項）

・資料の確認

2 森会長あいさつ

ご出席いただいたことに感謝する。

本日の協議事項は、女性、子ども・若者、高齢者、障がいのある人、外国人の人権ととても多くある。これらは、「これを守っていれば、人権を守っている」と単純には言えない問題を含んでいる。例えば、認知症の方について、家族の方は生命の安全を最優先に考えるが、一方で、当人にとってそのことは、それまで生活してきたことと異なることになり、場合によっては人権を制限されていると感じてしまうことにもなりうる。つまり、その人の人権を守りたいという思いが、場合によっては、その人の人権を制限してしまう、という難しいことが起こってくる。こういった場合、これが正解であると決め付けることは難しく、置かれた状況により、ご本人や周りの方が考えながら一番よい解決策を探していくほかない。「人権を守る」ということは、型どおりのことをすればよいというわけではなく、その都度、努力をしていく必要があると考える。本日協議いただく課題にも深く関わっているのではと感じている。

そのような問題に直面している方々が孤立しないように、相談しながらいい方策を考えていくことが、人権を守ることではとても重要である。委員の皆様から意見をいただきながら、この会議を進めていきたいと考える。

本日は協議内容が多く、意見をいただく十分な時間が取れないかもしれない。審議時間に制約があるので、気づかれたことがあれば、審議後でも事務局へ連絡をしていただきたい。本日のご審議をよろしくお願いします。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

3 報告事項

- (1) 第3次丹波市人権施策基本方針「第3章」の記載内容（案）について
- (2) 第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容（案）について
 - ① 同和問題（部落差別）

事務局より資料1、2、3に基づき報告

4 協議事項

- (1) 第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容（案）について
 - ① 女性の人権

事務局より資料4－1に基づき説明

【意見要旨】

会長

ただ今、事務局から説明があった。質問や意見をお願いします。

委員

「現状と課題」の○の2つ目について、文章の最後に、「・・・国際的に男女共同参画社会の実現には遅れを取っている」とあるが、競争ではないので、「・・・早期の男女共同参画社会の実現が望まれる」と前向きの表現がよいと考える。

事務局

ご意見のとおり、前向きな表現が適当と考えるので、修正する。

会長

ご指摘のとおり、競争ではないと考えるので、それぞれの立場で実現するということだ。

委員

国際的に遅れていることは事実だ。このままの表現でよいと考える。

事務局

「遅れをとっており、早期の実現が必要だ」という趣旨の表現ではいかがか。

会長

遅れていることは確かに事実であり、そのことは、3行目に「日本の順位は、156 カ国中 120 位と低く」と書いてあり、それを受けて、「実現していく」というポジティブな表現で文章を終え、遅れを取っているということを重ねて表現しないということではいかがか。その方向でお願いする。

委員

「現状の課題」の○の3つ目について、最近のデータではないが、前回の国勢調査では、女性の非正規の雇用が多いという結果だった。女性は人員整理の対象になりやすく、雇い止めや失業が多い、このことを書き込んでいただきたい。女性の失業率や非正規雇用が多いという現実は差別であると考えている。そのしわ寄せが、このコロナ禍でも表面化しているということを記載してほしい。

会長

法の制定過程の記載のみであり、現状についての記載をしてほしいという意見である。

事務局

委員ご指摘のとおりであるので、○の3つ目の中で、現状について追記する。

委員

前の会議で、「ジェンダー」という言葉を使っしてほしいという意見があった。「ジェンダー平等」など単に文章内で使用するのではなく、きちんとジェンダーについて説明する一文を記載する必要があると考える。そうでないと、ジェンダーという言葉が定着しないと思う。

会長

「ジェンダー」の言葉の使い方の意味はたくさんある。この言葉を啓発していくことも考え、一般的な説明を加えることでいかがか。

事務局

一般的に「社会的・文化的に形成された性別」という意味で説明されている。この言葉を広めていく必要もあると考えるので、注釈という形も含め、書き込む方向で進める。

会長

出典を明記し、注釈を加えるというかたちでよいと考える。

委員

「施策の方向性」について、啓発や教育は大切であるとする。さらに、組織のトップや意思決定をする場に女性の登用が必要とする。男女の比率がフェアになっていく取組が大切である。

事務局

今のご意見については、2頁の「施策の方向性」の「(2) あらゆる女性の活躍」の中で、盛り込んでいると考えている。市では、この方針とは別に、「男女共同参画計画」を策定しており、その中で、あらゆる分野での女性の活躍、参画についてより詳しく取組を記載している。

会長

「男女共同参画計画」の中に、詳しく盛り込まれている。

委員

性的マイノリティについては、ここで議論するのか。

会長

協議事項(2)の②でお願いする。

(1) 第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容(案)について

② 子ども・若者の人権

事務局より資料4-2に基づき説明

【意見要旨】

会長

ただ今、事務局から説明があった。質問や意見をお願いする。

委員

市内では聞かないが、学校の先生からの性暴力の問題について、また、被害に遭ってから随分

経ってから発覚することもあり、被害者の子どもは長い期間苦しめられている、ということを聞く。加害者の先生が、そういった問題を起こしたと分からず、別の学校で雇用されたりすることがあるとも聞くが、現状はどうか。

会長

専門ではないので、責任を持った回答はできないが、明らかにセクシャル・ハラスメントと認められれば、懲戒免職となり、そのようなことはありえないと考える。ただし、かつては、処分歴が県を超えて共有されていないこともあったようで、処分歴を隠し、採用されることがあったということが新聞報道されていた記憶がある。確認する必要がある、断言できないが、処分歴を共有する必要があるという流れになったと記憶している。

事務局

市の職員では、当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年以内は受験できないと地方公務員法で定めがある。しかし、会計年度任用職員など様々な雇用形態がある中で、処分歴が分からないことがあるかもしれない。処分の重さによっては、履歴に残らないものもあり、資質を見抜くということは課題である。学校現場では、より慎重な対応であるのではと推察される。

委員

過去にもあったが、「また」ということも聞いたことがある。子どもにとっては、一生に関わる問題であり、きちっと対処する必要がある、何とかならないものだろうかと感じた。

会長

丹波市での現状を事務局に確認していただき、報告を受けるということにする。

委員

この件について、加害者の免許を取り上げるということではなかったか。

事務局

それも含め、現状を確認させていただく。

委員

4頁の意識調査について、「いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある」ということについて、「いじめ」を「差別」に置き換えると、「差別は、差別される側にもそれなりの問題がある」となり、それは問題のある考え方だ。「差別される側」の問題ではなく、「差別する側」や「その周りの人」の問題である。それが、「いじめ」となると、「いじめはいじめられる側にも問題がある」という回答が4割にもなる。2頁の「施策の方向性」の「(3) いじめ、暴力行為、不登校等への対応」の箇所、いじめは「いじめられる側」に問題があるのではなく、「いじめる側」に問題があると明記することが大切である。

外国人の人権とも関係があるが、外国にルーツを持つ子どもについて、進学をするときにつま

ずく。生活言語はすぐに習得できても、学習言語は非常に高度であり、受験でつまずく。日本人の子どもにとっても、受験のための学習は難しいものであるのに、外国人の子どもへのサポートが弱いため、高等教育でつまずく。このまま日本で住み続けるならば、非常に困難な問題である。学校に通う外国にルーツを持つ子どもの学習権が保障されていない現状にあると思う。

会長

2点の意見であった。

1点目の「いじめ」については、私も同意見で、2頁の「施策の方向性」の（3）で、「いじめの傍観者にならないための取組・・・」ではなく、はっきりと「いじめの加害者や傍観者にならないための取組・・・」と記載したほうがよいと考える。なぜなら、いじめについて話し合いをすると、「いじり」ということで正当化する意見がわりと出る。「いじり」は「いじっているだけで、いじめているわけではない」という意見である。そういった考え方が、先ほどの意識調査にも影響しているのかもしれない。「それは加害である」としていくことがとても大切である。「いじめの加害者にはならない」ということが常識で、当たり前の話であるが、それができていないということで、もう少し強めの表現でもよいと考える。

2点目の外国人の子どもの学習の件についても、非常に重要なことである。「外国人の人権」に関連する部分なので、改めてそちらで議論する。

（1）第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容（案）について

③ 高齢者の人権

事務局より資料4－3に基づき説明

【意見要旨】

会長

ただ今、事務局から説明があった。質問や意見をお願いする。

委員

5頁の⑥で、「高齢者の交通の便」について、デマンド予約型乗合タクシーのことについての記載であると考えているが、旧町域のみであるので大変不便だと言う意見があると聞いている。要介護度認定者で要介護度2～5の方は「お出かけサポート事業」を300円で利用できるが、旧町域を超えると300円の加算となる。加算しても、町域を超えて活動したいという声もある。デマンド予約型乗合タクシーがお出かけサポート事業のようなシステムとなるよう変更にならないのか。

委員

デマンド予約型乗合タクシーは、運用を委託しており、その契約期間の間は難しいのではないのか。

事務局

今のご指摘の箇所は、現方針の第2次方針に記載している内容で、今回の資料で参考に掲載し

ている。

デマンド予約型乗合タクシー制度について、運行エリアを拡大してほしいというニーズがあるということは認識している。しかし、福祉施策である「お出かけサポート事業」と、公共交通の隙間をつなぐ、補完するというのが目的の「デマンド予約型乗合タクシー」は制度が異なっている。その中で、デマンド予約型乗合タクシー、旧町域を越えて利用できるようにしてほしいという声は確かにあり、市役所内部で協議はしている。報道で、木曜日運行が始まるということを知られた方もあるかもしれないが、改善はされている。契約がどうなっているのかは分からないが、公共交通を守っていくという立場で協議を進めているということは、この場で共有させていただきたい。

委員

路線バスが引き揚げるという話があったと聞いている。そこを支援するというならば、デマンド予約型乗合タクシーを充実してほしい。

事務局

デマンド予約型乗合タクシーのことだけでなく、ＪＲやタクシー、バスなど全ての公共交通事業者が存続するように考えていく必要があると思っている。この点については、別の部署での協議となる。

会長

公共交通については、寄せられている意見や関係事業者を踏まえ、市役所の内部で協議されているものと思っている。

高齢者の外出支援について記載するとすれば、２頁の「施策の方向性」の「（４）生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり」の箇所であろうか。高齢者が様々なところに出かける機会を保障するといった内容で記載することではいかがか。

事務局

高齢者の社会参画に伴う外出支援については、第２次方針で示していたが、今回の案では記載がない。情報を整理して記載する方向で進める。

委員

地域の中で百歳体操の実施に取り組まれているが、地元の公民館など、自宅から歩いていくことができる身近な施設で行われているということに意味があると思っている。公民館や隣保館などの地域の中にある身近な施設を今後どのように活用していくのかを考える必要があると考える。関連する箇所は「施策の方向性」の（５）の地域共生社会の記述にあたるであろうか。地域のコミュニティを作っていくということは大切である。

会長

地域ぐるみで認知症への理解促進などの取組については記載してあるが、居場所として公民館などが活用されている事例などはあるのか。

委員

地域の公民館やコミセンなどを活用されていることは多い。

委員

市として公民館などの活用に対する方針はあるのか。高齢化社会に向けて、地域の施設が活用されるかどうかはとても大切なことと思う。

委員

25 校区全てに、拠点施設があり、共通の理解の下、その活用を地域内で進めている。

事務局

先ほど地域で取り組んでおられる百歳体操の話が出たが、令和元年 12 月時点で、参加団体は 150 あり、高齢者の参加率も 9.4%となっている。

会長

取り組んでおられる地域も多くある、また、自治会長会においても、身近な施設の活用は共通の理解の下、進められているということである。

「施策の方向性」の「(4) 生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり」の箇所、○の 2 つ目において、「地域の施設を介した高齢者の社会参加を促進する」といった趣旨で書き加えることを実態と照らし合わせ可能ならば検討をお願いする。

委員

市からの委託で社会福祉協議会では「地域支えあい推進員」を配置し、地域の中で様々な人が参加し、関わりあい、支え助けあっていく取組を、なかなか難しい取組であるが、少しずつ進めている。このことも付け加えてほしい。

会長

このような実際に丹波市と協働で取り組んでおられる事例などもたくさんあると思うので、ご提案をお願いする。

(1) 第 3 次丹波市人権施策基本方針「第 4 章」の記載内容（案）について

④ 障がいのある人の人権

事務局より資料 4－4 に基づき説明

【意見要旨】

会長

ただ今、事務局から説明があった。質問や意見をお願いする。

委員

3 頁の 4 行目、権利擁護支援センターの設置とあるが、これまでもこの話は出ていたが、なかなか設置は難しいと言うことであった。なぜ設置できないのか、本当に設置できるのか。

事務局

権利擁護支援センターについては、昨年度に検討委員会が立ち上がり、設置に向けて議論が進められており、令和 5 年度に設置する目標で進められている。

会長

「現状と課題」の○の 2 つ目、「・・・障害者自立支援法が・・・として制定され、」とあるが、2012 年に制定されたのは障害者総合支援法であり、表記の工夫が必要である。

委員

「障がい者」という表記と「障がいのある人」という表記の 2 つがあるが、使い分けはあるのか。

事務局

法令や固有名詞の場合を除き、原則は「障がいのある人」という表記で統一しているが、文章内、統一されていない箇所があるので整理する。

(1) 第 3 次丹波市人権施策基本方針「第 4 章」の記載内容（案）について

⑤ 外国人の人権

事務局より資料 4－5 に基づき説明

会長

ただ今、事務局から説明があった。質問や意見をお願いします。

さきほど意見があった児童生徒に対する日本語教育について、関連する箇所として「施策の方向性」の「(3) 多文化共生社会の実現をめざす教育の推進」の一つ目の○になるかと思うが、基礎的な日本語教育だけでよいのかという趣旨の発言であったと思う。市として、この問題についてどのような考えがあるのか。

この件に関し、親が長期的に日本に滞在することができる方針に変わっており、そうなるとその子どもの進学や就職の問題が出てくる。そして日本語習得の難しさから、高校に進学できない、ドロップアウトになるということが問題となってきた。実際に、ヨーロッパでは大問題になっている。本来は日本政府が取り組むべき問題である。

事務局

学校における外国人の児童生徒の支援について、県の制度を利用し、通訳や翻訳といった支援を行っているが、それだけでは不足しているので、市独自でも指導者をお願いし、支援している。予算の問題で十分な支援が出来ていない部分もあるが、生活支援、学習支援を行っている状況

である。さらに充実させていかなければならないということは、理解しているところである。

会長

課題は十分認識しているが、財源等の限りもあり、基本的な支援に止まっているという現状であるという説明であった。教育委員会にも確認の上、盛り込めるようなことがあれば、検討していただきたい。

委員

2019年4月から、新たな在留資格の「特定技能」ができ、家族同伴での在留がこれから増えてくることになる。そういった現状を捉えて、子どもの学力保障や就職を考える必要がある。また、家庭では母国語、学校では日本語となり、二言語とも十分ではなく、中途半端な理解になる「ダブルリミテッド」状態になることもある。また、母国の文化を学ぶことも失われる。そういったサポートも必要である。

会長

ご指摘のとおりで、このことは、学校現場でも、多文化共生ということを考える上で重要である。それを踏まえ、この方針でどこまで書き込めるのか、検討の上、整理していただきたい。

委員

「現状と課題」の○の5つ目、「関心度の高さは、17項目中、12番目となり、市民の関心はそれほど高くない状況」とあるが、関心が高い、低いという考え方はどうかと思う。高いから重要であり、低いから重要でない、といった考え方にもなる。「関心度の高さは、17項目中、12番目である」という事実でよいと考える。

事務局

ご指摘のように、事実としての表記に修正する。

(2) 第3次丹波市人権施策基本方針各人権課題の現状と課題、施策の方向性について

- ① インターネットによる人権侵害
- ② 性的マイノリティの人権

事務局より資料5-1、5-2に基づき説明

会長

順に確認していく。まず、資料5-1インターネットの人権侵害について意見や気づかれた点をお願いする。

私から、「主な課題と施策の方向性」の②について、インターネットに書き込まれた人権侵害への対応として、相談支援体制の整備や関係機関との連携とあるが、これは、部落差別問題に関する書き込みを想定したものである。これに対して、SNSなどに人権を侵害するようなことを書

き込まれ、対応に困っているという人もいるであろう。そういった方への丹波市の対応はどのようなものがあるのか。

事務局

専門の「インターネットによる人権侵害の相談窓口」は考えていない。通常の人権に関する相談を受ける中で対応することを考えている。法務局や兵庫県人権啓発協会等の関連機関との連携や、相談窓口の周知・PRを含め、取り組みたい。

会長

記載案を作成の際には、読み手に誤解が生じないように、また相談窓口の周知なども記載していただきたい。

続いて、資料５－２の性的マイノリティについて、ご意見を願います。

確認であるが、「丹波市の主な数値等」のところで、性的マイノリティに関する調査結果の掲載があるが、これは、丹波市の数値ではないと思うが、いかがか。

事務局

ご指摘のとおりで、民間調査機関が調べた結果である。記載案を作成の際は、誤解のないように記載する。

委員

性的マイノリティの割合が１割ほどあるということで、受け入れ、理解するという啓発や教育が非常に大切であると感じた。１割の方が生きづらさを感じながら暮らしておられるということをしつかりと書き込んでいただきたい。

前の資料５－１のインターネットによる人権侵害に戻るが、資料の左上の意識調査内、「④ネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」という設問がある。ご承知のとおり、鳥取ループの問題もある。学生が学ぶときに、まず、自分の住んでいるところが同和地区かどうかインターネットで検索する、その次に自分の周りの地域がどうか検索すると聞く。検索することの怖さがある。しかし、今やインターネットで検索することは日常の行為であり、禁止することはできない。それを検索することがなぜ差別につながるのか、ということを経験することが大切である。だからそれをしない、ということが大切である。

インターネット社会においては、そのような危機感があるということをしつかりと明記していただきたい。この項目を新たに立ち上げた意味はそこにある。

事務局

「主な課題と施策の方向性」の③に「安全・安心なインターネット利用促進」について記載している。子どものネット利用についてのことであるが、インターネット利用は避けて通れない、使わざるを得ない社会になっているという背景を踏まえ、その利用について記載を考えていく。

会長

まだまだご意見があろうかと思う。気づかれた点については、事務局に連絡をしていただきたい

い。

5 その他

会長

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回は、9月中旬に開催を予定している。本日ご予約を聞かせていただいたが、欠席者もあり決定することが出来ないので、後日、連絡をする。

本日ご意見をいただいた「インターネットによる人権侵害」と「性的マイノリティの人権」、またその他の人権問題、第5章について、方針案をお示しする。

また本日、十分な時間が取れなかったかもしれない。ご意見のある方は、8月27日（金）までにご連絡をいただきたい。

会長

その他、全体を通じて何かあるか。

委員

女性の人権に関して、DV被害者の安全を確保するといった趣旨の記載があったと思うが、その支援策としてシェルターがあるが、市内にその施設はあるのか。

事務局

一般的に、被害者の安全のために、そのような一時的な保護施設の所在地は明らかにされていないが、状況については確認させていただく。

会長

施設の場所というよりも、そういった支援の要請に対して、どのような対応がされているのか、調べていただきたい。

他にはないか。以上をもって議事は終了とする。

6 閉会

委員

本日は、多くの審議事項があったが、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げる。これをもって閉会とする。ご審議ありがとうございました。